

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県守谷市

2 構造改革特別区域の名称

守谷もりもり福祉輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

守谷市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 守谷市の状況

守谷市は、茨城県の南西端に位置し、東京都心から40km圏内にあります。東は取手市に、西は常総市に隣接し、南は利根川を挟んで千葉県野田市と柏市に相對した東西7.5km、南北7.2km、面積35.63㎡の市である。

このような立地条件にあることから首都圏近郊都市として昭和50年代から大規模な住宅開発が進み、昭和57年には2万人であった人口は増加を続け、一時ゆるやかな伸びに転じたが、平成17年8月に開通したつくばエクスプレスが市内の関東鉄道常総線守谷駅で結節しており、駅周辺の住宅開発が促進されていることから、今後も人口増加は続くものと推定される。

平成17年4月1日現在の人口は53,083人、うち65歳以上の高齢者は6,382人、高齢化率は12.0%と全国平均と比較して低くなっているが、大規模住宅団地居住者の高齢化を迎え、高齢化率は年々増加しており、今後一層高齢化が進行する可能性もある。

また、当市では市民との協働によるまちづくりを推進しており、市民活動は活発化している。現役退職者等の活力をいかにまちづくりに反映させていけるかが大きな課題となっている。

(2) 移動制約者の状況

介護保険の要支援・要介護者

平成17年4月1日現在で823人が要支援・要介護認定を受けている。6

5歳以上の高齢者では、6,382人のうち認定者が780人であり、高齢者の12.2%が要支援・要介護者である。

また、認定者823人中、要介護3以上の方の大部分は外出時に福祉車両での移送が必要な移動制約者と推定される(376人のうち在宅約200人)。また、要支援・要介護1及び2の方については、ほとんどが福祉車両を必要とする状況ではないが、公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者と推定される(447人)。

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
65歳以上	81	218	124	120	133	104	780
40～64歳	2	14	8	7	6	6	43
計	83	232	132	127	139	110	823

うち施設入所者数 173人

身体障害者

身体障害者手帳の交付者数は、1,046人になっており、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者が66人・肢体不自由障害者は596人の計662人となっている。

肢体不自由障害者の1・2級の方323人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については、障害が重複していない場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる。ただし、これらの方たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難であり、セダン型車両による移送の需要者であると思われる。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	24	16	8	9	8	1	66
肢体不自由	189	134	67	103	71	32	596
聴覚障害	0	25	11	11	0	35	82
音声・言語・そしゃく機能	0	0	8	4	0	0	12
内部障害	180	5	54	51	0	0	290
計	393	180	148	178	79	68	1,046

精神障害者

平成17年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳交付者数は84人である。精神障害者の一部の方は、公共交通機関の利用が困難であり、1級の障害者で引きこもりの傾向がある方にとっては、心を許した介護者と一緒に初めて外出ができるようになる。移送に際しても特定の運転者が運転することで、引きこもりの傾向がある方の外出を促進できると考えられるため、特定者が運転するセダン型車両を利用した運送が望まれる。

障害者等級	1 級	2 級	3 級	計
人 数	21	45	18	84

知的障害者

平成17年4月1日現在，知的障害者の判定を受けている方は176人である。一人で外出することが困難な最重度・重度の知的障害者は94人となっている。

知的障害者は，交通法規の理解，安全確認などが出来ない方が多く，また，介護者や環境が変わることでパニックに陥る障害者も多い。肢体不自由との重複障害がない知的障害者は福祉車両による移送は必要でないため，特に最重度・重度者については，特定者が運転するセダン型車両を利用した運送が適していると思われる。

	最重度	重度	中度	軽度	計
18 歳以上	26	31	29	13	99
18 歳未満	12	25	33	7	77
計	38	56	62	20	176

(3) 公共交通機関の状況

鉄道は，関東鉄道常総線（3 駅）と常総線守谷駅に結節するつくばエクスプレスがあるが，主に東京・千葉方面への通勤・通学の手段となっており，市内の移動にはほとんど利用できない。

守谷駅と周辺市町村を結ぶバス路線は，つくばエクスプレス開業とともに関東鉄道株式会社により3 路線が運行されたが，守谷駅にアクセスする路線であり沿線の市民しか利用できない。

また，市内を運行するバス路線は，関東鉄道株式会社による3 路線が運行されているが，いずれの路線も大規模住宅地と守谷駅を結ぶ路線であり，市民が日常生活で市内を移動するには利用しにくいほか，ノンステップバスも一部の導入に止まっており，障害者等の移動制約者にとって利用が困難な状況にある。

さらに，これらバス路線網の空白地域を補完するコミュニティバス4 路線が運行されているが，運行路線や運行便数など十分に利用しやすいとは言えない状況にある。

(4) 福祉輸送体制の状況

福祉車両の状況

守谷市内に営業所を置くタクシー会社は3 社あり，計34 台を運行しているが，福祉車両を有する事業所は1 社（1 台）である。

本市の外出支援事業

身体障害者手帳を所持する1級及び2級の方，療育手帳最重度・重度の方，精神保健福祉手帳1級で自動車税の減免を受けていない方及び70歳以上の一人暮らし高齢者等で，医療機関等に通院するためのタクシーを利用する場合に，初乗り運賃を助成している。年間24枚の助成券を交付するが，人工透析者に対しては48枚を交付している。（契約タクシー事業者は11社あり，そのうち市内に営業所を置くものは2社である。）

年 度	利用者数	利用枚数	利 用 額
平成15年度	166人	2,018枚	1,331,880円
平成16年度	148人	1,725枚	1,138,500円

その他，障害者支援費支給制度に基づく居宅介護事業の一つである移動介護事業として，全身性障害者・視覚障害者・知的障害者・障害児の外出支援（移動介護ができるヘルパーの派遣）を実施している。

年 度	障害種別	利用者数	障害種別	利用者数
平成15年度	全身性障害者	1人	視覚障害者	2人
平成16年度	〃	1人	〃	2人

社会福祉協議会による福祉車両（リフト付き車両）貸出事業

守谷市社会福祉協議会において，高齢者・障害者（児）の方で車椅子を使用している方・歩行困難な方の社会参加を促す目的のため，福祉車両を無料で貸出し当該者の送迎に用いている。平成16年度の利用件数は30件であった。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は，移動制約者の移動の確保という地域の課題に対して，規制緩和を行うことによって，セダン型等の一般車両を活用した福祉有償運送事業に拡大し，NPO等の活力を引き出しながら，移動制約者が健常者と同じように移動できるような体制を整備・促進しようとするものである。

これによって，地域福祉の担い手となるであろう地域市民との協働のまちづくりを推進するとともに，日常生活を営む上で外出の困難を抱える多くの市民の引きこもり防止や積極的な社会参加を支援し，地域社会の一員として，いつまでも住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができると期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

守谷市では、平成14年2月2日の市制施行後、同年3月に「守谷市総合計画」を定めた。その施策の一つである「安心して暮らせるまちづくり」では、地域で支え合う福祉社会の実現のために誰もが住み慣れた家庭や地域とのつながりを保ちながら、必要なサービスを必要なときに受けられ、自立した生活が送れるよう地域福祉を推進して行くことが求められており、市民全体で共に支え合う地域社会の構築のために、ボランティア活動を充実させて行く事が明記されている。

これまで、守谷市では高齢者や障害者などの外出が困難な移動制約者に対して、タクシー利用助成などを実施してきたが、利用枚数や金額に制限があるなど、必ずしも利用者が満足しているものではなかった。

特例措置によるセダン型等の車両を使用したNPO等による福祉有償運送サービスを実施し充実させることにより、要介護高齢者や障害者などの移動制約者の生活の利便性を向上させ、家族の移動及びそれに伴う介護に要する負担を軽減できることになる。これにより要介護高齢者や障害者などの社会参加と介護者の就労機会の促進を図り、それぞれが、いつまでも住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるまちづくりを推進することを目標とする。

また、現役を引退した活力ある市民等によるNPO法人等の活動を支援し、守谷市が推進している市民との協働のまちづくりを推進し、誰もがまちづくりの主人公になれる「住みつづけたい・住んでよかった」と心から思えるまちづくりを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、通院・通学・通所・買い物等のための移動手段が確保され、それぞれの移動制約者がより円滑に福祉や医療のサービス・教育等を今まで以上に受けやすくなる。

これに伴う経済的・社会的効果として、移動制約者の社会参加が促進され、買い物等の消費行動が拡大されるとともに、要介護状態の悪化防止や頻繁な通院が困難な方の社会的入院が減少され、介護保険事業費や医療費の抑制にもつながる可能性がある。

また、移動制約者の家族の介護負担を軽減できることから、家族の就労機会の可能性を拡大することにもつながる。

さらに、今後ますます増加していくであろうNPO法人等の活動機会の拡大により、当該活動者の生きがい活動の幅を広げ、地域内での自助共助の営みが

促進され、地域の課題を地域で解決していける力強い地域の創生の一役を担うものと期待される。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー助成事業

重度の障害者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成し、障害者等の福祉の増進を図ることを目的として、平成6年4月から開始したものである。

- ・実施主体 守谷市
- ・対象者 身体障害者手帳1・2級所持者及び療育手帳最重度・重度所持者で自動車税または軽自動車税の減免を受けていない方、70歳以上のひとり暮らし高齢者等
- ・利用回数 年間24回(人工透析者は年間48回)
- ・助成額 タクシー初乗り料金660円が無料となる

(2) 障害者支援費支給制度に基づく居宅介護(移動介護)事業

平成15年4月から開始された、身体障害者・知的障害者・障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度に無い「移動介護」制度があり、この制度は、全身性障害者・視覚障害者・知的障害者・障害児の外出支援を目的としているものである。

- ・対象者 身体障害者手帳所持者
知的障害者
- ・内容 通勤・通学を除き、外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する。
- ・料金 利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運営主体

・守谷市内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

(2) 事業がおこなわれる区域

・出発地又は到着地が守谷市

(3) 事業により実現される行為

・要支援・要介護認定者，身体障害者，知的障害者，難病患者等の移動制約者で，あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し，社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人が，セダン型等の一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件のもと許可されることとなったNPO法人等による福祉有償輸送だが，車両が福祉車両に限定されていることから，社会福祉法人・NPO法人等が道路運送法（昭和35年法律第105号）の申請をするには，福祉車両の購入等が必要となり，それらに伴い多額の費用負担が発生することから，現状では厳しい状況にある。また，移動制約者の多くは一般車両

を用いているのが主であり，一般車両によりサービスを提供することが適しているため，福祉有償運送の運行車両を拡大し，移動制約者の外出の機会を増やし地域の活性化に繋げるよう対応を改善しようとするものである。

(1) 守谷市福祉有償運送等運営協議会の設置

守谷市における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や，福祉有償運送の実施に伴う安全の確保・旅客の利便の確保について協議するために，平成17年度守谷市が主宰者となり守谷市福祉有償運送等運営協議会を設置するために要綱を作成し，平成18年2月初旬に第1回運営協議会を開催すべく委員の選出を行っている。

運営協議会の委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- ・学識経験者
- ・関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する職員
- ・バス，タクシー等関係公共交通機関及び運転者の代表
- ・福祉有償運送等の利用者の代表
- ・福祉有償運送実施団体の代表者
- ・ボランティア団体の代表
- ・守谷市長が指名する職員

運営協議会の開催

- ・協議会は，会長が招集し，議長を務める。
- ・協議会は，委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・協議会の議事は，委員の過半数で決し，可否同数の場合には，議長が決定する。
- ・会長は，必要があると認められるときは，協議会に委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

運営協議会の事務局

- ・運営協議会に関する事務は，守谷市保健福祉部介護福祉課において処理する。

(2) 運送主体

当該輸送の確保については，守谷市長から具体的協力依頼を受けた社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で，運営協議会の協議を経て，道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の対象

会員として登録された次に掲げる者及びその付添人

- ・介護保険法（平成9年法第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及

び第4項にいう「要支援者」

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由，内部障害（人工透析を受けている場合を含む。），精神障害，知的障害等により単独での移動が困難な者であって，単独では公共交通機関を利用することが困難な者

（4） 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両，又は，運転者等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両

- ・運送主体と，自家用自動車を提供し，当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され，当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・当該契約において，有償運送の管理及び運営，特に事故発生，苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し，事故発生，苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨，次のとおり表示すること。

- ・「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・文字はステッカー，マグネットシート等による横書きとし，自動車の両側面に行う。

自動車登録簿の作成

運送主体は，使用する自動車の形式，自動車登録番号及び初年度登録年，損害賠償措置，関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し，適切に管理する。

（5） 運転者

自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は，運営協議会の意見を踏まえ，以下の条件

などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

- ・申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていない者
- ・茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

（6） 損害賠償措置

- ・運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。
- ・運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

（7） 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

（8） 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、明確に整備されていること。

（9） 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものではないこと。